

研究ノート 古代資料に見える「家族と子供」（二）

板楠 和子

はじめに

前回（一）では、古代社会における子供と家族の姿を考察するための基礎的作業として、まず熊本地域の考古学的資料を紹介し、考古学的研究成果をもとに、その資料から見えてくる親子関係や社会生活を概観した。今回は奈良時代から平安時代の様相を、『続日本紀』・『日本後紀』・『続日本後紀』・『日本文徳天皇実録』・『日本三代実録』・『類聚国史』などに見える親子関係記事を収集し、それら関係記事の整理分類をとおして、正史に記載された親子関係の特徴を把握していきたい。史料の検索には『新訂増補国史大系』（吉川弘文館）を基本として使用し、『続日本紀』の釈読には『新日本古典文学大系 続日本紀』一～五（岩波書店 1989～1998年）を、『日本後紀』の釈読には『訳注日本史料 日本後紀』（集英社2003年）を参照した。

正史における子供・親子関係史料の収集と分類

奈良～平安時代における正史の中から、こどもや親子に関係するような史料を収集し、(A) 多産の母親の顕彰、(B) 律令制度と地方官の親子、(C) 孝子と節婦の顕彰、(D) 家族の様相、(E) 社会生活、(F) 犯罪における親子、という六種に分類してみた。その結果(A) 3、(B) 6、(C) 10、(D) 6、(E) 8、(F) 3となり、もっとも関係条文が多かつたのは(C) 孝子と節婦の顕彰 10であり、つづいて(E) 社会生活 8、(B) 律令制度と地方官の親子 6、(D) 家族の様相 6、(A) 多産の顕彰 3、(F) 犯罪における親子 3、であった。孝子と節婦の顕彰記事が多いのは、儒教思想によるものであり、とくに国家的祝祭や儀式には天皇より、大辟罪已下の犯罪者に「大赦」が、高齢者や鳏寡惄獨者に「賜糀」が行なわれるとともに、各地から推举された「孝子・順孫・義夫・節婦」が顕彰されていた。これらは父母・祖父母・舅姑など年長者に対する、子・孫・婿嫁など年少者の孝養や貞節が奨励されていたことを示している。

以下、順次収集史料を紹介しながら、少し解説を加えておきたい。

(A) 多産の母親の顕彰

①『続日本紀』卷一文武三年（六九九）正月壬午〈丁巳朔廿六〉

京職言。林坊新羅子牟久賣。一産二男二女。賜純五疋。綿五屯。布十端。稻五百束。乳母一人。

②『続日本紀』卷卅六宝龜十一年（七八〇）四月壬子〈十八〉

左京人棕小長屋女一產三男。賜乳母一人并稻。

③『日本文德天皇實錄』卷五仁壽三年（八五三）五月庚戌〈廿一〉

大宰府上言。壹岐島女子伴部刀自賣。孿生三男。勅賜正稅稻三百束。及乳母一人。

【 解説 】

①は七世紀末、藤原京の林坊にすむ新羅子牟久賣が、二男二女の四つ子を儲けたことに対し、国家から綱五疋、綿五屯、布十端、稻五百束と乳母一人を、②は八世紀後半、平城京左京に住む棕小長屋女が、男ばかりの三つ子をもうけ、乳母一人と稻を、③は九世紀中頃、西海道の壹岐島に住む伴部刀自賣が、男の三つ子を生んだことにより、正稅稻三百束と乳母一人を朝廷より賜与された記事である。七世紀末の藤原京時代から九世紀中頃の平安京時代まで、律令国家は多産の母親について報告させ、養育のための手厚い処遇を施していたことがわかる。

（B）律令制度と地方官の親子

①『続日本紀』卷一文武四年（七〇〇）二月乙酉〈辛巳朔五〉

上総国司請安房郡大少領連任父子兄弟。許之。

②『続日本紀』卷卅二宝龜三年（七七二）十月辛酉〈十四〉

先是。天平寶字五年三月十日格。別聽諸國郡司少領已上嫡子出身。又天平神護元年。禁斷除前墾外天下開田。至是並停此制。

③『続日本紀』卷八養老三年（七一九）十二月庚寅〈七〉

始以外六位内外初位及勳七等子年廿以上。為位分資人。八年一替。又五位已上家。補事業防閻仗身。自是始矣。

④『続日本紀』卷廿三天平寶字五年（七六一）三月丙戌朔

太政官奏曰。外六位已下。不在蔭親之限。由此。諸國郡司承家者。已無官路。潛抱憂嗟。朝議平章。別許少領已上嫡子出身。遂使堂構無墜。永世繼宗。但貢兵衛者更不得重。奏可。

⑤『日本後紀』卷七逸文延暦十七年（七九八）十月丁亥〈十二〉

勅。國造郡領。其職各殊。今出雲筑前両國。慶雲三年以來。令國造帶郡領。託言神事。動廢公務。其怠無由勘決。自今以後。不得令國造帶郡領。又國造兼帶神主。新任之日。例皆棄妻。取百姓女子。号為神宮采女。便娶為妻。妄托神事。遂扇淫風。稽之國典。理合懲肅。宜國司卜定一女供之。（『類聚國史』一九國造）

⑥『日本三代実録』卷卅四元慶二年（八七八）九月廿八日庚辰

紀伊国司言。今月廿六日亥時。風雨晦冥。雷電激發。震於國府廳事及學校并舍屋。被破官舍廿一宇。縁邊百姓冊三家。權掾口在宗姉一人。女子一人。據紀利永妻一人。女子一人。從男女各一人。合六人壓死。據利永男女一人。國掌漢人貞魚合三人震死支解。大木倒仆者先餘株。

【 解説 】

(B) の記事は1郡司、2外位者、3国造、4国司関係に分類される。まず1郡司について、
 ①『続日本紀』文武四年二月条によると、上総国安房郡において大領と少領とは、親子・兄弟の連人が許可されているが、本来は郡司の三等親の連任は禁止されていた。これは上総国安房郡が、忌部氏の祖を祀る安房神社が存在する「神郡」としての特例措置であった。
 ②によると、『続日本紀』天平寶字五年三月十日格で許可された少領已上の嫡子の出身が、この年宝亀三年十月に停止されている。次に2外位者について、③養老三年十二月条によると、外位六位・内外初位および勲七等の二十歳以上の子供を、初めて位分資人とすることが決められた。さらに④天平宝字五年三月条には、外六位以下は蔭親ではないため、諸国郡司の家では仕官の道がない、そこで少領已上の嫡子の出身を認めることになったと見えている。次に3国造について、⑤『日本後紀』延暦十七年十月丁亥条には、神主を兼任することになった国造が、本妻を棄て神宮の采女を妻とすることを禁止している。4国司について、⑥『日本三代実録』元慶二年九月廿八日条には、紀伊国の地震により國府廳・学校・舍屋が振動し、官舍廿一宇・縁邊の百姓家冊三が倒潰し、權掾口在宗姉一人、女子一人、據紀利永妻一人、女子一人、從男女各一人、合せて六人が壓死し、據利永男女一人、國掌漢人貞魚、合せて三人が震死したと伝えている。

(C) 孝子と節婦の顕彰

①『続日本紀』卷四和銅元年（七〇八）正月乙巳〈乙未朔十一〉

武藏国秩父郡献和銅。（中略）故改慶雲五年而和銅元年為而御世年号止定賜。（中略）大赦天下。自和銅元年正月十一日昧爽以前大辟罪已下。罪无輕重。已發覺未發覺。繫囚見徒。咸赦除之。其犯八虐。故殺人。謀殺人已殺。賊盜。常赦所不免者。不在赦限。亡命山澤。挾藏禁書。百日不首。復罪如初。高年百姓。百歲以上。賜糲三斛。九十以上二斛。八十以上一斛。孝子順孫。義夫節婦。表其門閭。優復三年。鳏寡惄獨不能自存者賜糲一斛。

②『続日本紀』卷六和銅七年（七一四）十一月戊子〈乙酉朔四〉

大倭国添下郡人大倭忌寸果安。添上郡人奈良許知麻呂。有智郡女日比信紗。並終身勿事。旌孝義也。果安孝養父母。友于兄弟。若有人病飢。自齎私糧。巡加看養。登美箭田二郷百姓。咸感恩義。敬愛如親。麻呂立性孝順。与人無怨。嘗被後母讒。不得入父家。絶無怨色。孝養弥篤。信紗氏直果安妻也。事舅姑以孝聞。夫亡之後。積年守志。自提孩稚并妻子惣八

人。撫養無別。事舅姑。自竭婦禮。為鄉里之所歎也。

③『日本後紀』卷卅三逸文天長二年（八二五）三月甲子（廿一）

常陸国入丈部子氏女。敍位二級。終身免其戶田租。用旌貞節也。子氏女。年十五適於同鄉人勲七等新治直軍。經十八箇年。夫死之後。常掃墳墓。朝夕悲泣。雖經多年。無變其志。（『類聚國史』五四節婦）

④『日本後紀』卷卅五逸文天長四年（八二七）正月丁亥（廿五）

節婦豊前国人難波部首子刀自壳。免其戶課役田租。終身勿事。子刀自壳。年十有八歲。適下毛郡擬大領蕨野勝宮守。口口廿箇年。夫宮守死去。子刀自壳。獨守空室。十歲于茲矣。遠近庶士。求之不少。而有諒同穴。无心再醮。隣里无不稱嘆。仍表門閭。以旌貞操也。（『類聚國史』五四節婦）

⑤『続日本後紀』卷五承和三年（八三六）十二月辛丑（七）

安房国言。安房郡人伴直家主。立性肅默。常守孝道。父母歿後。口絕滋味。建廟設像。四時供養。事死如生。未嘗懈倦。量其因心。可謂孝子。勅宜敍三階。終身免戶田租。旌門閭。

⑥『続日本後紀』卷六承和四年（八三七）十一月丁丑（十七）

加賀国言。管能美郡人財部造繼麻呂。父母存日。定省之礼。無失其節。歿後操行不變。朝夕哀慕。隣里鄉邑莫不推服。可謂孝子。勅宜敍三階。終身免其戶租。旌表門閭。令衆庶知。

⑦『続日本後紀』卷十承和八年（八四一）三月癸酉（二）

右京人孝子衣縫造金繼女。居住河内国志紀郡。年十二歲。始失親父。泣血過人。服・之後。親母許嫁。而竊出往於父墓。旦夕哀慟。母不復謂嫁事。其後還來定省。每父忌日。齋食誦經。累年不息。至冬節則母子買雜材。惠賀河構借橋。惄十五ヶ月。母年八十而死。哀聲不絕。常守墳墓。深信仏法。焚香送終。勅敍三階。終身免戶田租。旌表門閭。令知衆庶。

⑧『日本文德天皇實錄』卷五仁壽三年（八五三）七月丙辰（廿七）

賜薩摩国孝女掘前福依壳爵三級。復終其身。旌表門閭。福依壳天性至孝。父母年皆八十。老病着床。無子。唯有一女福依壳。扶侍左右。嘗藥二十餘年。傭力致養。曉夕辛勤。容顏焦瘦。觀者憐之。福依壳雖云野族。閑於禮儀。恭敬父母。有所諮詢。必正色作聲。未曾褻惰。

⑨『日本文德天皇實錄』卷七齊衡二年（八五五）九月甲戌（廿八）

以伊豆国大興寺預於定額。為海印寺別院。大興寺者。孝子大部富賀滿為國家所建也。

⑩『日本三代実録』卷六貞觀四年（八六二）五月十日丁丑

常陸國久慈郡人丸子部妹人。茨城郡俘囚吉美侯酒田麻呂等並進位三階。以孝於父母也。

【解説】

①『続日本紀』和銅元年正月乙巳条は、国家的祝祭儀式にともなう儒教思想による孝子順孫・義父節婦の顕彰であり、以後八世紀から九世紀にかけて東国から西海道の国々まで、多くの孝子顕彰記事が掲載されている。②『続日本紀』和銅七年十一月戊子条によると、大倭国添下郡人大倭忌寸果安は、父母に孝養し、病人や飢民があると私糧で看病し、周辺の百姓から敬慕された孝子、添上郡人奈良許知麻呂は、後母に虐められ父家に入れずとも、孝養を尽した孝子、有智郡女日比信紗は夫の死後も妾子八人を養育し、舅姑にも孝養を尽した貞妻として顕彰されている。九世紀にはいるとさらに記事が多くなり、③『日本後紀』天長二年三月甲子条には、常陸国の丈部子氏女を節婦として位二級に敍し、終身其の戸の田租を免除、④『日本後紀』天長四年（八二七）正月丁亥条には、豊前国の難波部首子刀自売を節婦として、終身家族の課役田租を免除、⑤『続日本後紀』承和三年十二月辛丑条には、安房郡の伴直家主を、父母の死後も生前と変わりなく孝道を尽くした功により、孝子として位三階に叙し、終身戸の田祖を免除、⑥『続日本後紀』承和四年十一月丁丑条には、加賀国能美郡の財部造繼麻呂を、父母の死後も生前と変わりなく孝道を尽くしたことにより、孝子として位三階に叙し、終身戸の田祖を免除、⑦『続日本後紀』承和八年三月癸酉条には、右京の衣縫造金継女を、父母の死後も孝道を尽くしたことにより、孝子として位三階に叙し、終身戸の田祖を免除、⑧『文徳実録』仁壽三年七月丙辰条には、薩摩国掘前福依売が、二十年余にわたり高齢で病氣の父母を扶侍したことにより、孝子として爵三級を与えられ、終身課税を免除、⑨『文徳実録』齊衡二年九月甲戌条によると、孝子大部富賀滿が建立した伊豆国大興寺を定額寺とし、さらに海印寺別院としたとあり、⑩『三代実録』貞觀四年五月十日丁丑条には、父母に孝養を尽くしたことにより、位三階を進められた常陸國久慈郡の丸子部妹人と、茨城郡俘囚吉美侯酒田麻呂が見えている。

(D) 家族の様相

①『続日本紀』卷七靈龜二年（七一六）五月辛卯〈十六〉

大宰府言。豊後伊予二国之界。從來置戍不許往還。但高下尊卑。不須無別。宜五位以上差使往還不在禁限。又薩摩大隅二國貢隼人。已經八歲。道路遙隔。去來不便。或父母老疾。或妻子單貧。請限六年相替。並許之。

②『続日本紀』卷八養老五年（七二一）六月乙酉〈十〉

太政官奏言。又陸奥筑紫邊塞之民。數遇煙塵。疚勞戎役。加以父子死亡。室家離散。言念於此。深以矜懷。宜令免當年調庸。諸國軍衆。親帥戰兵。殺獲逆賊。乘勝追北者。賜復二年。冒犯矢石。身死去者。父子並復一年。如無子者。昭穆相當鄉里者。議亦聽復之。

③『続日本紀』卷九神龜元年（七二四）二月乙卯〈廿五〉
陸奥國鎮守軍卒等。願除己本籍便貫此部。率父母妻子共同生業。許之

④『続日本紀』卷廿三天平寶字四年（七六〇）十月癸酉〈丁巳朔十七〉
陸奥柵戸百姓等言。遠離鄉關。傍無親情。吉凶不相問。緩急不相救。伏乞。本居父母兄弟
妻子。同貫柵戸。庶蒙安堵。許之。

⑤『続日本紀』卷廿七天平神護元年（七六六）三月戊午〈丙辰朔三〉
伊予国人從七位上秦毘登淨足等十一人賜姓阿陪小殿朝臣。淨足自言。難破長柄朝廷。遣大
山上安倍小殿小鎌於伊予國。令採朱砂。小鎌便娶秦首之女。生子伊予麻呂。伊予麻呂不尋
父祖。偏依母姓。淨足即其後也。

⑥『日本後紀』卷廿一弘仁二年（八一一）閏十二月乙巳（十五）
紀伊国人紀直祖刀自壳之子嗣宗言。天下之人。皆承父姓。身為公民。長貢調庸。而嗣宗獨
身無所貫。久背課役。是以欲附母戸。外戚不許。且為他子。假濫有制。伏望因親母之居。
賜姓藤代宿祢。勅賜吉原宿祢。貫于左京。

【 解説 】

家族に関する記事は、1薩摩隼人や東北の防衛につく柵戸、2子供の姓名について、このふたつにわけられる。まず①『続日本紀』靈龜二年五月辛卯条は、律令国家の最南端、薩摩・大隅二国から朝廷に貢納された隼人の家族の状態を示している。残された父母は老いて病気になり、妻子は貧しい生活を余儀なくされているため、隼人の朝廷勤務は六年で交代することが許されている。②『続日本紀』養老五年六月乙酉条は、軍役で疲労している陸奥・筑紫など辺境の民や、戦闘により父子ともに死亡し一家離散した家族の対策が講じられている。③『続日本紀』神龜元年二月乙卯条によると、陸奥鎮守府の軍卒は本貫を離れ、任地で父母妻子と同居生活することが許可されている。また④『続日本紀』天平寶字四年十月癸酉条によると、陸奥国の柵戸は本貫にいる父母兄弟妻子を呼び寄せ、同居することが許可されている。2子供の姓名について、⑤『続日本紀』天平神護元年三月戊午条によると、伊予國に遣わされた中央官僚安倍小殿小鎌と、地元の有力者秦首之女との間に生まれた伊予麻呂は母姓に従ったが、その子孫は父姓を願い出て阿陪小殿朝臣を賜ったとある。また⑥『日本後紀』弘仁二年閏十二月乙巳条には、紀伊国の紀直祖刀自壳の子嗣宗は、母の戸籍に入ることを一族から許されず、吉原宿祢の名を与えられ左京に貫附されたと見えている。おそらく都出身の父の姓によって、このような処置がされたのであろう。

(E) 社会生活

①『続日本紀』卷七養老元年（七一七）五月丙辰〈十七〉

詔曰。率土百姓。浮浪四方。規避課役。遂仕王臣。或望資人。或求得度。王臣不經本属。私自駆使。囑請國郡。遂成其志。因茲。流宕天下。不歸鄉里。若有斯輩。輒私容止者。揆狀科罪。並如律令。又依令。僧尼取年十六已下不輸庸調者聽為童子。而非經國郡。不得輒取。又少丁已上。不須聽之。

②『続日本紀』卷八養老四年（七二〇）三月己巳〈十七〉

太政官奏。比來百姓例多乏少。至於公私不辨者衆。若不矜量。家道難存。望請。比年之間。令諸國每年春初出稅。貸與百姓。繼其產業。至秋熟後。依數徵納。其稻既不息利。令當年納足。不得延引數有逋懸。又除租稅外公稻。擬充國用。一概無利。恐其頓絕。望請。令諸國每年出舉十束。取利三束。仍令當年本利俱納。又百姓之間。負稻者多。緣無可還。頻絰歲月。若致切徵。因即逃散。望請。限養老二年以前。無論公私。皆從放免。庶使貧乏百姓。各存家業。」又謹檢和銅四年十一月廿二日勅。出舉私稻者。自今以後。不得過半倍者。比來出舉多不依法。若臨時徵索。無稻可償者。令其子姪易名重舉。依此姦計。取利過本。積習成俗。深非道理。望請。其稻雖經多年。仍不過半倍。

③『続日本紀』卷十一天平六年（七三四）五月戊子〈辛酉朔廿八〉

太政官奏稱。又大倭國十四郡公私舉稻。每郡有之。愚民競貸至于責徵。不能盡備。資財既罄。遂償田宅。而每年廻舉。取利過本。及父負物徵不知情妻子。子負物徵不知情父母者。自今以後。皆悉禁斷之。奏可之。

④『続日本紀』卷廿二天平宝字三年（七五九）六月丙辰〈廿二〉

是日播磨大掾正六位上山田連古麻呂奏。臣竊見。正丁百姓或生五男已上。其年並登廿已上。乃輸庸調父子俱從課役。臣謂。合有優矜。伏乞。庶民生丁男五口已上者。免其課役。」並付所司施行。

⑤『続日本紀』卷卅七延暦二年（七八三）九月丙子〈乙亥朔二〉

近江國言。除王姓從百姓戶五烟。口一百一人。戶主櫻村。井上。大岡。大魚。動神等五人。並山村王之孫也。其祖父山村王。以去養老五年。編附此部。自爾以來。子孫蕃息。或七八世。分為數烟。依格。六世以下。除承嫡者之外。可科課役。望請。承嫡之戶。遷附京戶。自餘與姓科課。於是下所司。檢皇親籍。無山村王之名。仍從百姓之例。但不與真人之姓。

⑥『続日本紀』卷四十延暦八年（七八九）五月己未〈十八〉

太政官奏言。謹案令條。良賤通婚。明立禁制。而天下士女。及冠蓋子弟等。或貪艷色而姦婢。或挾淫奔而通奴。遂使氏族之胤沒為賤隸。公民之後變作奴婢。不革其弊。何導迷方。臣等所望。自今以後。婢之通良。良之嫁奴。所生之子。並聽從良。其寺社之賤如有此類。亦准上例。放為良人。伏望。布此寬恩。拯彼泥滓。臣等愚管。不敢不奏。伏聽天裁。奏可

之。

⑦『日本後紀』卷十三延暦廿四年（八〇五）七月壬辰（廿五）

勅。如聞。疫癘之時。民庶相憚。不通水火。存心救療。何有死亡。父子至親。畏忌無近。隣里疎族。更復何言。亡者衆多。事在於此。宜喻所司。務存匍匐。若不遵改。隨即科処。

⑧『日本後紀』卷卅七逸文天長六年（八二九）六月丙子（廿八）

俘囚勲十二等吉弥侯部長子、與父母共歸皇化、移配尾張國。野心不聞、孝行已著。特敍三階、俾勸倫輩。（『類聚國史』一九〇俘囚）

【解説】

①『続日本紀』養老元年五月丙辰条は、少丁ではない16歳以下の男子を、国司や郡司の許可をえて、寺院の雑用係「童子」とすることを許可したものである。②『続日本紀』養老四年三月己巳条は6項目の太政官奏であり、その一つが出舉の必要性とその利息についてである。とくに私出舉の利息は5割を超えてはならない規定であるが、返済不能の場合には名義を本人の子や姪に変更し、再び本利を合わせた出舉が行なわれているので、このような多年にわたる利息の合計も、5割に止めるようにと命じられている。親の私出舉による負債が、子供にまで及ぶ例が多発していたことが伺われよう。③『続日本紀』天平六年五月戊子の太政官奏は、公私出舉による元利返済について、父親の負債をその事情を知らない妻子に、子供の負債をその父母に負わせる事を禁止したものである。

④『続日本紀』天平宝字三年六月丙辰条は、勅に応じて官人・僧侶が提出した意見であるが、播磨大掾山田連古麻呂は、一家に大勢いる男子が20才になって、父と子が一度に課役の対象となるのは憂慮すべき事態であるとし、5人以上男子がいる場合は父親の課役を免除することを提案している。『延喜式』民部省上によると「免父課役」とあり、古麻呂の提案はその後施行されたと思われる。

⑤『続日本紀』延暦二年九月丙子条は、養老五年以来近江国に住み着いた山村王の子孫101人が、百姓となって五戸に分家し、皇孫といえども課役を負担することになったと伝えている。⑥『続日本紀』延暦八年五月己未条は、禁止されていたにもかかわらず頻発した良賤の通婚の結果生まれた子供の遭遇についてである。今後は婢が良に通じ、良が奴に嫁して生れた子は、良とすることが奏可された。⑦『日本後紀』延暦廿四年七月壬辰条は、疫病が流行すると近隣はもちろん、父子といえども恐れて近づかないことが死者を多くしている原因であると、指摘している。⑧『日本後紀』天長六年六月丙子条によると、俘囚の吉弥侯部長子が、父母と共に尾張國に居住し、皇化に順応し父母に孝養を尽くしたことにより、位三階に叙せられたとしている。吉弥侯部長子一家は、俘囚として故郷東北から尾張に移住させられ、律令制度下の公民として定着した結果、父母に孝養を尽くし孝子として顕彰されたのである。

(F) 犯罪における親子

①『続日本紀』卷卅六宝龜十一年（七八〇）十一月壬戌〈辛丙朔二〉

先是。和銅四年格云。私鑄錢者斬。從者沒官。家口皆流者。天平勝寶五年二月十五日勅。私鑄錢人。罪致斬刑。自今以後。降一等處遠流者。而首已會降。從并家口猶居本坐。首從之法。罪合減降。輕重相倒。理不可然。至是勅刑部。定其罪科。刑部省奏言。謹案賊盜律云。謀反者皆斬。父子沒官。祖孫兄弟遠流。名例律云。犯罪者以造意為首。隨從減一等。又云。二死三流各同為一減者。今比較輕重。仍從者減首一等。處徒三年。家口減從一等。處徒二年半。奏可之。

②『日本文德天皇實錄』卷九天安元年（八五七）七月辛亥（十六）

下制大宰府。免宥對馬島賊類被劫入賊党。及獄中死亡實無罪者妻子。

③『日本三代実録』卷五貞觀三年（八六一）十月廿八日戊辰

太政官論奏曰。尾張国人敢臣繼吉。敢臣宗貞等驅殺宗貞兄敢臣繼雄。信濃國人壬生稻主驅殺妻母刑部子刀自女。上野國人神人繼道故殺布師貞。淡路國浪人物部冬男鬪殺錦織広人。遣正六位上行治部少丞安倍朝臣興氏。從七位上行勘解由主典伴連貞宗等於上野國推之。自餘國司斷而言上。法官覆案。罪皆當斬。詔減死一等。處之遠流。

【解説】

①『続日本紀』宝龜十一年十一月壬戌条は、私鑄錢にかかわった者の処罰である。本来私鑄錢の首謀者は斬首、共犯者は没官、家族は全員流罪という規定であったが、天平勝寶五年に首謀者の罪一等を減じ、斬首は流罪に変更されていた。しかし共犯者は没官、家族は全員流罪とする規定はそのままだったので、今後共犯者は徒三年、家族は徒二年半に減刑することが奏可されたのである。私鑄錢の鑄造は重罪であり、首謀者を出した家族は両親・妻子・兄弟・姉妹などまで、縁座の罪に問われていたことがわかる。②『日本文德天皇實錄』天安元年七月辛亥によると、大宰府に命じ、賊類に誘拐され賊党に入ることを強要された者や、獄中で死亡したが実は無罪であった者の妻子に対し、寛大な処置を講じさせたことが見えており、冤罪で投獄された夫や父親を持つ家族の悲哀が伺われる。③『日本三代実録』貞觀三年十月廿八日戊辰条は、殺人を犯した者たちの処罰であり、法により斬首に処せられるところ、罪一等を減じ遠流に処されているが、その中には兄を殺した尾張国の敢臣繼吉と敢臣宗貞、妻の母親を殺した信濃国の壬生稻主などが見えている。